



入湯税改定のお知らせ

令和3年1月1日より

旭岳温泉及び天人峡温泉の入湯税が改定となります。

入湯税は鉱泉浴場での入湯行為に対して課され、入浴客の皆様に納めていただく税金で、環境衛生施設、鉱泉源の維持管理、消防施設や観光振興などの財源として活用されています。令和3年1月1日からご利用のお客様につきましては改定後の入湯税となります。ご利用のお客様には、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

※新型コロナウィルス感染症対策として、鉱泉を保全し衛生環境面の充実を図るため、令和3年1月1日～令和7年12月31日までの5年間に限り税率の引き上げをさせていただきます。なお、令和3年1月1日以降のご宿泊について令和2年9月30日（水）までにご予約された場合は、経過措置として旧税率が適用されます。

【一般のお客様】

お泊り（1泊につき）	お一人様	(前) 150円 → (改定後) 250円
------------	------	-----------------------

日 帰 り	お一人様	100円 → 150円
-------	------	-------------

【修学旅行の学生・生徒様（10人以上の団体）】

お泊り（1泊につき）	お一人様	(前) 75円 → (改定後) 125円
------------	------	----------------------

日 帰 り	お一人様	50円 → 75円
-------	------	-----------

※12歳以下の方や修学旅行の中学生は課税免除となります。

